

議案第57号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第6条 <u>前3条</u>に規定する入居資格のある者で県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第6条 <u>前2条</u>に規定する入居資格のある者で県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(入居の承継の承認)</p> <p>第9条の3 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者 <u>(以下この条において「同居者」という。)</u> が引き続き当該県営住宅に居住しよう</p>	<p>(入居の承継の承認)</p> <p>第9条の3 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住しようとするときは、<u>当該入居者と同居していた者</u></p>

とするときは、当該同居者は、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、同居者が次に掲げる事由のすべてに該当しているとき

は、前項の承認をすることができる。

(1) 公営住宅法施行規則第11条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。

(3) 入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は第7条第4項各号に掲げる者であること。

3 知事は、同居者が病気にかかっていることその他特別の事情に

より引き続き当該県営住宅に居住させる必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定に該当しない同居者についても、第1項の承認をすることができる。

4 同居者（公営住宅法施行規則第11条第1項各号のいずれかに該

当する者を除く。）は、第1項の規定にかかわらず、同項の承認

は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

を得られない場合においても、当該入居者が死亡し、又は退去した日から6月を超えない期間内に限り、引き続き当該県営住宅に居住することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

5 第1項又は前項の承認を受けた者の入居の手続については、第9条第1項から第3項までの規定を準用する。

(住宅の明渡請求)

第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 第9条の2、第16条から第18条まで又は第24条の13第1項の規定に違反したとき。

(6) 略

(7) 第9条の3第1項若しくは第4項後段又は第24条の13第1項の規定に違反したとき。

2 前項の承認を受けた者の入居の手続については、第9条第1項から第3項までの規定を準用する。

(住宅の明渡請求)

第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 第9条の2、第16条から第18条まで及び第24条の13第1項の規定に違反したとき。

(6) 略

(7) 第9条の3第1項及び第24条の13第1項の規定に違反したとき。

2～5 略

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2、第9条の3第1項及び第4項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第9条の3第1項	入居者	県営住宅駐車場の使用者
	当該入居者	当該使用者
	当該県営住宅に居住しよう	当該県営住宅駐車場を使用しよう

2～5 略

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2、第9条の3第1項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第9条の3第1項	入居者	県営住宅駐車場の使用者
	当該入居者	当該使用者
	当該県営住宅に居住	当該県営住宅駐車場を使用
	公営住宅法施行規則第11条で定める	規則で定めるところにより

第9条の3第4項	当該入居者	当該使用者
	当該県営住宅に居住する	当該県営住宅駐車場を使用する
略		

	ところにより	
略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の3、第24条及び第24条の19の改正並びに次項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3（同条例第24条の19において準用する場合を含む。）の規定は、平成19年10月1日以後に死亡し、又は退去した入居者の同居者について適用し、同日前に死亡し、又は退去した入居者の同居者については、なお従前の例による。